

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案に対する修正案

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第一項第一号中「第十条第三項第一号」を「第十一条第三項第一号」に改める。

第二十一条第一項第一号中「第十六条」を「第十七条」に改め、同項第二号中「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を第二十四条とし、第十八条から第二十条までを三条ずつ繰り下げ、第十七条を第十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(製造業者等による使用済小型電子機器等の回収及び再資源化の促進)

第十九条 小型電子機器等の製造を業として行う者及び小型電子機器等の小売販売を業として行う者（次条において「製造業者等」という。）は、相互に連携して使用済小型電子機器等の回収及び再資源化を実施するための仕組みを整備し、その他使用済小型電子機器等の回収及び再資源化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(製造業者等に対する指導及び助言並びに勧告等)

第二十条 主務大臣は、使用済小型電子機器等の回収及び再資源化を促進するため必要があると認めるとき

は、製造業者等に対し、使用済小型電子機器等の回収及び再資源化について必要な指導及び助言をすることができるとができる。

2 主務大臣は、製造業者等であつて、その製造又は販売に係る特定使用済小型電子機器等（使用済小型電子機器等であつて、その形状、それに利用されている金属その他の有用なものの量等を勘案して特に再資源化をすることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の生産量又は販売量が政令で定める要件に該当するものの当該特定使用済小型電子機器等の回収及び再資源化が著しく不十分であると認めるときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴いた上で、当該製造業者等に対し、その判断の根拠を示して、当該特定使用済小型電子機器等の回収及び再資源化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができるとができる。

3 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた製造業者等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができるとができる。

第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とする。

第十四条第二項中「第十四条第一項第一号」を「第十五条第一項第一号」に、「第十四条第一項各号」を「第十五条第一項各号」に、「第十四条第一項第二号」を「第十五条第一項第二号」に、「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条第二項及び第三項中「第十条第二項第六号」を「第十一条第二項第六号」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「第十条第二項第四号」を「第十一条第二項第四号」に改め、同条を第十三条とし、第八条から第十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第七条中「第十条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条第一項中「第十条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同条を第六条とする。

第四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(国の責務)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第五条 国は、市町村が使用済小型電子機器等の分別収集その他の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するために必要な措置を講じようとするときは、当該措置に要する費用の負担等を考慮し、当該市町村に対し、必要な財政上の措置、情報の提供、助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

附則第三項のうち別表第一の改正規定中「第十条第三項」を「第十一条第三項」に、「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に、「第十条第二項第四号」を「第十一条第二項第四号」に、「第十条第二項第六号」を「第十一条第二項第六号」に改める。